

有機農業の推進

【平成31年度予算概算決定額 2,458 (2,436) 百万円】
 【平成30年度第2次補正予算額 152百万円の内数】

<対策のポイント>

有機農業は、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないことなどを基本とする農業で、農業の自然循環機能を大きく増進させるとともに、環境への負荷を大きく低減するものであることから、その面的拡大に向けた取組を支援します。

<政策目標>

全耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合：1%

1 有機農産物安定供給体制構築事業

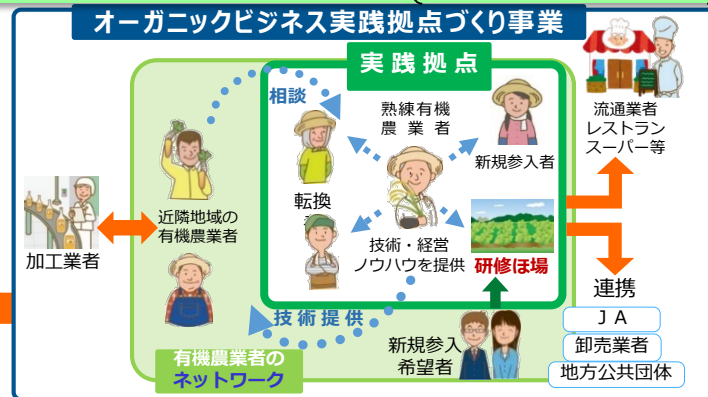
98 (76) 百万円

有機農業の面的拡大と有機農業により生産された農産物の安定的な供給体制を構築するため、有機農業者のネットワーク構築や実需者との意見交換等の**オーガニックビジネスの実践拠点づくり**、**販売戦略の企画・提案**、**自治体間のネットワーク構築**等を支援

オーガニックビジネス実践拠点づくり事業

補助率：定額、1/2
事業実施主体：協議会

- ①有機農業者のネットワーク構築、関連事業者や実需者との意見交換、**新規参入者向け研修ほ場の設置**の取組等を支援
- ②**熟練有機農業者が行う現地指導**の取組を支援

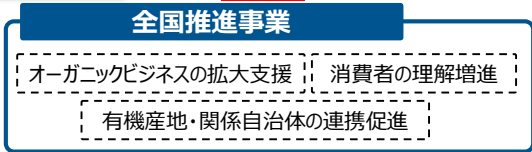


全国推進事業

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

実践拠点の取組を支援

オーガニックビジネスの拡大支援のため、**オーガニック・プロデューサーによる実需との商談**、有機農産物等の特徴や表示の啓発支援、学校給食への活用などの取組を共有する**自治体間のネットワーク構築**等を支援



2 国際認証取得等支援事業 (30年度第2次補正予算)

152百万円の内数

農産物の輸出拡大に向け、**農業者等による有機JAS認証の取得**、**商談**、**商品開発**、**農業機械リース**の取組を支援

補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体等

<1の事業の流れ>



<2の事業の流れ>



3 環境保全型農業直接支払交付金

2,360 (2,360) 百万円

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止**や**生物多様性保全**に効果の高い有機農業などの営農活動を支援

【事業の概要】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて**地球温暖化防止**や**生物多様性保全**に効果の高い営農活動（**有機農業の取組**、カバークロップ（緑肥）の作付等）に取り組む場合に、追加的コストを支援



【対象者】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援の対象となる農業者の要件】

- ▶ 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ▶ 国際水準GAPを実施していること
- ▶ **※ 指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。**
- ▶ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと

【交付単価※】

有機農業に取り組む場合：8,000円/10a
 （ただし、そば等の雑穀・飼料作物は3,000円/10a）

※本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

<3の事業の流れ>



【お問い合わせ先】生産局農業環境対策課
 1、2の事業：03-6744-2114、3の事業：03-6744-0499